

No.57

広
報

すずかかめやま

地区広域連合

2020

3
March

目次

介護保険のお知らせ

- ・介護相談員について 2～3
- ・介護保険制度について 4～5
- ・第7期介護保険事業計画の
進捗（運営）状況について 6

広域連合議会の動き 7

- 消費生活センターからのお知らせ
- 財政状況 8

鈴鹿さくら祭り（鈴鹿市平田中町）

毎年4月に開催され、多くの人で賑わいます。
美しい桜並木のほか、さまざまな催し物あり、年代を問わずに楽しめます。

あなたのお話お聞きします! ~ 介護相談員がいる安心 ~

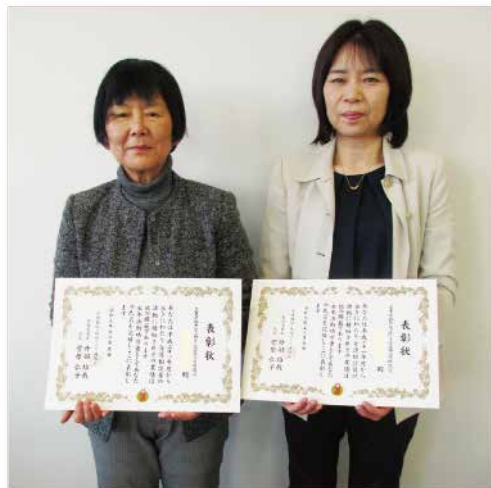
介護相談員について

介護保険の利用者の中には、介護サービス事業所の対応や介護サービスの質について、要望や希望、不満や疑問を抱きながら、職員に対する気兼ねや遠慮から、人知れず我慢している方も少なくありません。

このことから、介護相談員は、利用者から介護サービスに関する苦情や不満などを聞き、介護サービス事業所や鈴鹿亀山地区広域連合との間に立って問題解決に向けた手助けをする役割として活動しています。また、介護サービスを受ける利用者と同じ目線に立つことが大切であるため、高齢者福祉に関心を持つ市民の方が活躍しています。



現在10名の介護相談員が活動中です。



活動10年目のお二人が永年活動功労者として表彰されました!



介護をめぐる環境は年々変化している中で、利用者の要望や希望、職員の思いも変化しています。

また、利用者の中には、ご病気等で意思表示ができない方、思いを言葉にできない方等もいらっしゃいます。

介護相談員は、利用者の「声なき声」にも耳を傾け、職員の気持ちにも寄り添いながら、どんな状況・環境でも安心して介護サービスを利用していただけるよう、日々、介護サービス事業所を訪問し、お話を伺っています。

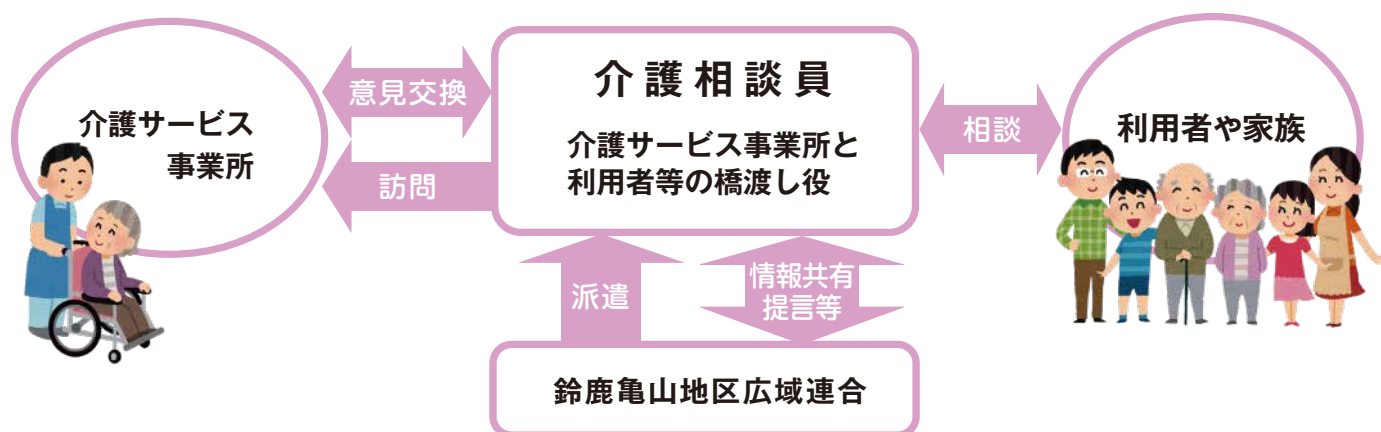


○介護相談員の具体的な活動

介護相談員は、まず利用者から要望や不満等をよく聞いた後、

- ・単なる行き違いや情報不足によるものか
- ・介護の質に関わるものなのか
- ・個人の好き嫌いによるものなのか

など、事実確認を経て原因を見極めます。その上で利用者への助言や、事業所側と意見交換を重ねて問題の在りかを提示し、介護サービスの質の改善につながる提案をします。



【活動事例】

- ・利用者等の疑問や不満、不安の解消に向けた支援
- ・利用者等の権利擁護支援（身体拘束廃止への助言・支援、虐待の抑止と早期発見）
- ・利用者間の不公平感の解消や、孤独感の解消等精神的なサポート など

○相談の一例をご紹介します

相談・気付き	施設へお伝えした結果
毎日夜間のトイレが間に合わずいつも気分が落ち込む。	決まった時間のトイレ誘導から希望された時の誘導に変更。本人が自分でトイレに行くタイミングを考え、行動するようになり生活自体が主体的になった。
同じテーブルの方の食事のマナーが気になって憂鬱だ。	利用者全体の席の配置等を変更していただき、さりげなく配慮していただいた。
デイサービス中、お風呂を待っている間など手持ち無沙汰で退屈だ。	好みで取り組める脳トレや塗り絵・パズルなど自由に使えるように準備してもらった。



介護相談員には、活動上知り得た秘密を他人に漏らさないという守秘義務の徹底が課されています。

また、相談者から匿名の希望がある場合には、個人が特定できないように介護サービス事業所にお伝えしますので安心してご相談ください。

介護保険制度について

介護保険制度は、介護の負担を家族だけでなく社会全体で支え合うことを目的とした社会保障制度です。40歳以上の皆さんに納めていただく介護保険料と国・県・市の負担金を財源として運営しています。

介護が必要になったとき、高齢者自身の生活を支えるだけでなく、介護する家族が就労を継続したり、介護の負担を軽減したりするために、様々な介護サービスを安心して利用できるようにするしくみです。

○介護保険の加入者は？

介護保険の加入者（被保険者）は、65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分かれています。年齢によって、保険料の納付方法や介護サービスを利用できる条件などが異なります。

	65歳以上の方 (第1号被保険者)	40歳から64歳までの方 (第2号被保険者)
保険料の算定	広域連合が算出した「基準額」を基に、所得に応じて決まります。 決定した保険料は、お住まいの市から通知されます。	加入している医療保険の算定方法により決まります。
保険料の納付方法	年金からの天引き（特別徴収）と納付書による納付（普通徴収）があります。	医療保険料と一括して納付します。
サービスの利用	介護が必要であると認定された方が利用できます。	加齢が原因とされる病気（特定疾病）により介護が必要であると認定された方が利用できます。

**皆さんの保険料は、介護保険事業の大事な財源です。
保険料の納付にご理解をお願いいたします。**



○第1号被保険者の介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は、原則として年金からの天引きにより納付する「特別徴収」となりますが、一時的に納付書により納付する「普通徴収」となることがあります。普通徴収の期間は、お住まいの市から納付書が送付されますので、納付書でのお支払いをお願いします。

次のような場合は、普通徴収になります。保険料の納め忘れにご注意ください。

- ◇ 65歳になったとき （特別徴収が開始するまでに6か月～1年かかります。）
- ◇ 鈴鹿市、亀山市外から引っ越してきたとき
（特別徴収が開始するまでに6か月～1年かかります。）
- ◇ 介護保険料が増額または減額になったとき
- ◇ 年金の年額が18万円未満のとき
- ◇ 年金が一時差し止めになったとき

もし、介護保険料を納め忘れると・・・

通常、介護サービスを利用するときの利用者負担は、かかった費用の1割～3割ですが、保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置が取られます。

◆ 1年以上の滞納期間

介護サービス費用の全額を一旦利用者が負担し、申請により後で保険給付（9割～7割）が支払われます。また、申請後も保険給付が一時的に差し止めとなったり、滞納していた保険料を差し引いて支払われる場合があります。

◆ 2年以上の滞納期間

滞納期間が2年を過ぎると、時効により保険料を納めることができなくなります。サービスを利用するときの利用者負担が、1割・2割負担の方は3割に、3割負担の方は4割に引き上げられ、高額介護サービス費・高額医療合算サービス費・特定入所者介護サービス費（施設入所時の食費・居住費の軽減）などが受けられなくなります。

保険料の納付には、便利な「口座振替」をご利用ください。

金融機関の口座から、自動的に引き落としすることができます。

申し込みは、金融機関の窓口で、預貯金通帳、通帳の届出印をご持参のうえ、「口座振替依頼書」に必要事項を記入して、申し込みしてください。



介護保険料の納付についてのご相談は、お住まいの市の下記担当までお願いします。

鈴鹿市にお住まいの方 鈴鹿市 長寿社会課 TEL 059-382-7935
 亀山市にお住まいの方 亀山市 市 民 課 TEL 0595-84-5005

第7期介護保険事業計画の進捗（運営）状況について

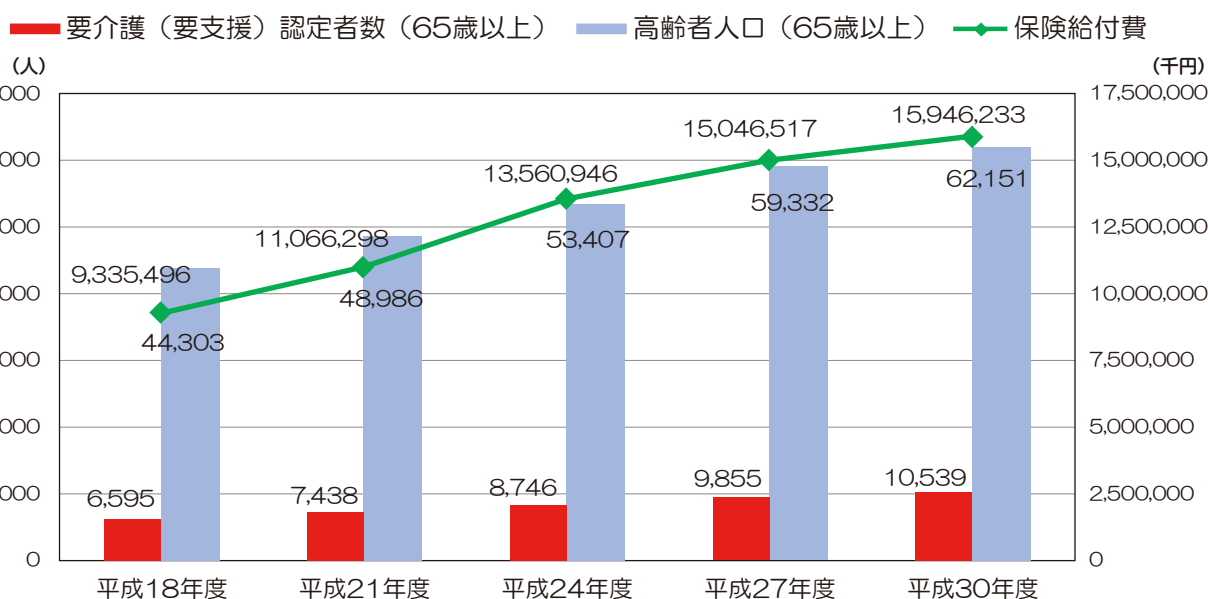
介護保険事業計画は、介護サービスの基盤整備も含め、介護サービスの需要と供給のバランスを見定めながら、適正な介護保険料を設定し、介護保険財政の健全な運営を目指し、策定しています。

第7期介護保険事業計画（計画期間：平成30年度から令和2年度まで）の1年目である平成30年度は、計画額に対して、95.5%の実績額となり、計画どおり順調かつ安定的に運営できました。

平成30年度実績（第7期介護保険事業計画の1年目）

	保険給付費	地域支援事業費	総事業費
計画額	166億5,823万5千円	9億6,329万1千円	176億2,152万6千円
実績額	159億4,623万3千円	8億8,399万6千円	168億3,022万9千円
執行率	95.7%	91.8%	95.5%

鈴鹿亀山地区における要介護（要支援）認定者数・高齢者人口・保険給付費の推移



アンケート調査へのご協力ありがとうございました。



本広域連合では、第8期介護保険事業計画（計画期間：令和3年度から令和5年度まで）の策定に当たり、鈴鹿市・亀山市の住民の皆さま（一部の方を抽出）や介護サービスの事業所などを対象にアンケート調査を実施しました。このアンケート結果は、事業計画策定のための大切な資料として使用させていただきます。ご協力ありがとうございました。

○12月臨時会

令和元年12月24日に鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会が開催され、次の議案が原案どおり可決されました。

議案第14号	鈴鹿亀山地区広域連合嘱託職員給与条例の全部改正について
議案第15号	鈴鹿亀山地区広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
議案第16号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第17号	鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正について
議案第18号	鈴鹿亀山地区広域連合報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正について
議案第19号	鈴鹿亀山地区広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正について



消費生活センターからのお知らせ

消費生活センター 059-375-7611

通信販売のクーリング・オフについて



全国の消費生活センターには、通信販売に関する相談が多く寄せられています。相談内容は、「届いた商品が想像していたものと違っていた」、「1回だけの購入のつもりが定期購入になっていた」といったトラブルです。

(例) ネット通販で購入した靴のサイズが小さかったので、返品を希望したが、断られた。注文前に「返品不可」との表示がされていたようだが、目に入らなかった。

(例) ネット通販でお試し価格300円のダイエットサプリを注文し、商品は届いたが、その後、頼んでもいないのにまた商品が送られてきた。後で注文画面をよく見たら、定期購入と書いてあった。

- ・通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品については、事業者が決めた特約（返品特約）に従うことになります。
- ・返品特約が定められていない場合、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば消費者が送料を負担し返品できます。
- ・定期購入を中途解約する場合は、事業者に申し出ることが必要です。

通信販売で商品等を購入する際は、販売サイトや注文の申し込み画面で購入条件や返品・交換の条件をよく確認しましょう。

また、スマートフォンは画面が小さいため、表示内容を確認する際はより注意が必要です。画面を印刷したり、スクリーンショットを撮るなど、内容を記録しましょう。

令和元年度の鈴鹿亀山地区広域連合の予算について、令和元年9月30日現在の財政状況をお知らせします。

1 一般会計 [執行状況]

歳入

(単位 千円・%)

款	予算現額	収入済額	執行率
分担金及び負担金	118,591	61,793	52.1
国庫支出金	52,815	19,057	36.1
県支出金	28,214	9,528	33.8
繰越金	100	28	28.0
諸収入	533	15	2.8
合 計	200,253	90,421	45.2

[公債及び一時借入金]・・・現在高なし

歳出

(単位 千円・%)

款	予算現額	支出済額	執行率
議会費	731	230	31.5
総務費	69,693	21,700	31.1
民生費	105,713	0	0.0
商工費	23,816	10,256	43.1
諸支出金	100	0	0.0
予備費	200	0	0.0
合 計	200,253	32,186	16.1

2 介護保険事業特別会計 [執行状況]

歳入

(単位 千円・%)

款	予算現額	収入済額	執行率
保険料	4,397,947	1,647,306	37.5
分担金及び負担金	2,745,959	1,692,286	61.6
使用料及び手数料	30	10	33.3
国庫支出金	3,811,346	1,705,762	44.8
支払基金交付金	4,794,394	2,071,050	43.2
県支出金	2,604,775	1,214,682	46.6
財産収入	186	0	0.0
繰入金	273,281	0	0.0
繰越金	2,000	720,349	36,017.5
諸収入	802	2,898	361.3
合 計	18,630,720	9,054,343	48.6

歳出

(単位 千円・%)

款	予算現額	支出済額	執行率
総務費	444,226	129,627	29.2
保険給付費	17,190,890	6,887,188	40.1
地域支援事業費	980,232	401,154	40.9
公債費	116	0	0.0
諸支出金	10,256	0	0.0
予備費	5,000	0	0.0
合 計	18,630,720	7,417,969	39.8

[公債及び一時借入金]・・・現在高なし

3 財産

(単位 千円)

基 金	現在高
介護給付費準備基金	1,585,222

4 公金の運用状況

歳計現金・基金などの保管状況

(単位 千円・%)

運用の種類	金 額	利 率	備 考
普通預金	1,694,841	0	指定金融機関
譲渡性預金	500,000	0.014	
譲渡性預金（介護給付費準備基金）	1,525,222	0.014	
定期預金（介護給付費準備基金）	60,000	0.010	10,000×6金融機関



発行／鈴鹿亀山地区広域連合

〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 TEL 059-369-3200 FAX 059-369-3202

ホームページ <https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/> E-mail skkouiki@mecha.ne.jp